

化学的酸素要求量、窒素含有量及び
りん含有量に係る総量削減計画
(第8次)【最終案】

平成29年2月

三重県

化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画

この総量削減計画は、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 4 条の 3 の規定に基づき、水質汚濁防止法施行令（昭和 46 年政令第 188 号）別表第 2 第 2 号ハに掲げる区域について、平成 28 年 9 月 30 日付け化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針（伊勢湾）に定められた削減目標量を達成するため、必要な事項を定めるものである。

1 削減の目標

第 7 次「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画」では、化学的酸素要求量（COD）、窒素含有量及びりん含有量に係る汚濁物質について、平成 26 年度の発生源別の削減目標量を定め、計画を着実に推進することにより、これらの目標量を達成した。

本計画においては、平成 31 年度を目標年度とする第 8 次水質総量削減の実施にあたり、発生源別の削減目標量を表 1 から表 3 のとおりとする。

(1) 化学的酸素要求量（COD）について

表 1 発生源別の削減目標量（トン／日）

	平成 31 年度における 削減目標量	【参考】平成 26 年度 における量
生活排水	1 1	1 2
産業排水	1 1	1 1
その他	3	3
計	2 5	2 6

(2) 窒素含有量について

表2 発生源別の削減目標量 (ト/日)

	平成31年度における 削減目標量	【参考】平成26年度 における量
生活排水	7	7
産業排水	5	5
その他	10	10
計	22	22

(3) リン含有量について

表3 発生源別の削減目標量 (ト/日)

	平成31年度における 削減目標量	【参考】平成26年度 における量
生活排水	0.7	0.8
産業排水	0.6	0.6
その他	0.3	0.3
計	1.6	1.7

2 削減目標量達成のための方途

伊勢湾における水環境改善を図るため、きれいで豊かな海の観点から、総合的な水環境改善対策を進めることにより、削減目標量の達成を図る。

(1) 生活排水からの汚濁発生源対策

伊勢湾に流入する汚濁負荷量の削減を図るためには、工場・事業場排水はもとより、汚濁負荷割合の大きい生活排水の対策を適正かつ効率的に行うことが必要である。

このため、「生活排水処理アクションプログラム（三重県生活排水処理施設整備計画）」に基づき、市町と連携して、地域の実情に応じ、下水道、浄化槽、農業集落排水処理施設、コミュニティ・プラント等の生活排水処理施設及びし尿処理施設の整備を促進する。また、生活排水処理施設の適正な維持管理の徹底及び高度処理施設の導入等の生活排水対策を実施し、一層の汚濁負荷量の削減に努める。

なお、本計画の目標年度における、生活排水の処理がなされる人口の見込みは表4のとおりである。

表4 生活排水の処理がなされる人口（見込み）

年度	行政人口 (千人)	下水道処理人口 (千人)	浄化槽等人口 (千人)
31	1, 5 7 4	8 7 1	4 2 0

注) 浄化槽等人口は、農業集落排水処理施設及び漁業集落排水処理施設、コミュニティ・プラント、浄化槽により処理される人口を指す。

ア 下水道の整備

下水道の整備については、「生活排水処理アクションプログラム（三重県生活排水処理施設整備計画）」に基づき、効率的・効果的な促進を図る。

また、下水道の終末処理場については、維持管理の徹底及び高度処理の導入等により、排出水の水質の安定・向上を図る。

イ 浄化槽等の生活排水処理施設の整備

農業集落排水処理施設については、農業振興地域において、また、漁業集落排水処理施設については、漁港背後の漁業集落において、それぞれ、「生活排水処理アクションプログラム（三重県生活排水処理施設整備計画）」に基づき、施設の整備等を行うとともに、適正な維持管理により排出水の水質の安定・向上を図る。

コミュニティ・プラントについては、市町の一般廃棄物処理計画に基づき、施設の整備等を行うとともに、適正な維持管理により排出水の水質の安定・向上を図る。

浄化槽については、集合処理施設の整備が困難な山間部や中小都市が散在する地域等において、「生活排水処理アクションプログラム（三重県生活排水処理施設整備計画）」に基づき地域の実情に応じた施設の整備を促進するとともに、高度処理型浄化槽の普及を図る。さらに、既設の単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の促進を図る。

なお、浄化槽については、建築基準法（昭和25年法律第201号）、浄化槽法（昭和58年法律第43号）及び三重県浄化槽指導要綱に基づき、適正な設置並びに保守点検・清掃及び法定検査の徹底により、放流水質の安定・向上を図る。

ウ し尿処理施設の整備

し尿処理施設については、市町の一般廃棄物処理計画に基づき、施設の整備等を行うとともに、処理施設の維持管理の徹底により排出水の水質の安定・向上を図る。

エ 家庭における生活排水対策

一般家庭からの生活排水による汚濁負荷量を削減するため、市町と連携し、生活排水処理施設の適切な使用・管理等、家庭でできる雑排水対策についての普及・啓発を行う。

(2) 産業排水からの汚濁発生源対策

ア 総量規制基準の設定

総量規制基準が適用される指定地域内事業場については、これまで7次にわたる総量規制において汚濁負荷量削減のための対策により、かなりの削減が図られてきたことや、原材料等の使用の実態、排水処理技術水準の動向等を勘案し、適切な総量規制基準を定める。

基準値については、環境大臣が定めた

- (ア)「化学的酸素要求量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲」(平成18年環境省告示第134号、平成23年一部改正、平成28年一部改正)
- (イ)「窒素含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲」(平成18年環境省告示第135号、平成23年一部改正、平成28年一部改正)
- (ウ)「りん含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲」(平成18年環境省告示第136号、平成23年一部改正、平成28年一部改正)

に基づき定めることとし、一部の業種については、排水量等により区分し、業種等の実態を考慮して適切に設定する。

イ 総量規制基準が適用される事業場等に対する対策

指定地域内事業場については、生産工程及び用水の合理化、排水処理施設の維持管理の徹底及び整備等により総量規制基準が遵守され、一層の汚濁負荷量の削減が図られるよう、水質汚濁防止法に基づき立入検査、水質検査等を行うとともに、制度の主旨や内容について周知を徹底する。

ウ 総量規制基準が適用されない事業場等に対する対策

総量規制基準が適用されない工場・事業場については、「小規模事業場等排水処理対策指導要領」に基づき、実態に応じた排水処理の指導、助言を行う。

指定地域内の日平均排水量が50立方メートル未満の工場・事業場については、排水の実態等を考慮し、適正な排水処理について啓発等を行い、汚濁負荷量の削減に努める。

また、排水規制の適用を受けない工場・事業場については、排出水の特性等について、その実態把握に努め、汚濁負荷量の削減対策、排水処理施設の設置等の必要な措置を講じるよう指導を行う。

(3) その他からの汚濁発生源対策

その他の農用地や畜産業、養殖業等の汚濁発生源については、発生源が多岐にわたることから汚濁負荷の実態に応じて以下の対策を講じることにより、汚濁負荷量の削減を図るものとする。

ア 農地からの負荷削減対策

「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」(平成11年法律第110号)、「環境と調和のとれた農業生産活動規範」(平成17年農林水産省)、「有機農業の推進に関する法律」(平成18年法律第112号)、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」(平成26年法律第78号)等に基づき、エコファーマーの認定促進、農業環境規範の普及、施肥量の適正化、化学肥料の使用の削減、環境保全効果の高い営農活動の支援等による環境負荷の軽減等に配慮した農業を推進する。

イ 畜産排水対策

畜産排水については、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」(平成11年法律第112号)、「三重県環境保全型畜産確立対策基本方針」等に基づき、畜産農家の現地調査等を実施し、家畜排せつ物処理施設の管理等に関する技術的助言や改善指導を行い汚濁負荷量の削減を図る。

ウ 養殖漁場の環境改善等

養殖漁場の環境改善等を図るため、漁場適正利用協議会において「持続的養殖生産確保法」(平成11年法律第51号)、「三重県魚類養殖指針」に基づく養殖漁場の環境管理の推進体制を整備し、養殖漁場利用の適正化を図る。

なお、地域の実情に応じて、漁場内の水質、底質の改善を図るため、適切な措置を講ずる。

3 その他汚濁負荷量の総量の削減及び水環境の改善に関し必要な事項

(1) 自然浄化能力の再生

藻場・干潟及び浅場を保全するとともに、再生・創出の推進を図ることにより、伊勢湾が持つ自然浄化機能や多様な生物循環機能の再生を図る。

なお、伊勢湾における干潟の再生を計画的に推進するため、今後、伊勢・三河湾海域干潟ビジョン策定等に向けた取組を進める。

河川整備の実施にあたっては、河川が有している自然環境に配慮した川づくりを進める。

(2) 水質改善に資する養殖等の取組の推進

水質改善に資する取組として、自然にある栄養塩や餌を利用して行う藻類養殖、貝類増養殖等を推進するとともに、物質循環を補完するため、水生生物の安定的な漁獲を推進する。

また、漁船漁業、採貝漁業及び養殖漁業（のり等の藻類養殖）の持続的な発展を通じて生物量並びに生物生産力の増大を図るとともに、特にのり等の藻類養殖における栄養塩の適切な確保にも配慮し、物質循環の健全化を推進する。

(3) 底質改善対策等の取組の推進

水質改善に資するための浚渫、覆砂等の底質改善対策や窪地の埋め戻し等の対策については、現状や改善効果、周辺環境への影響の把握等に努め、また、新たな護岸等の整備や既存の護岸等の補修・更新時には、地域特性に応じて、生物共生型護岸等の環境配慮型構造物の採用に努める。

(4) 監視体制の充実

公共用水域の水質汚濁及び汚濁負荷量、赤潮や貧酸素水塊の発生状況等を把握し、有効かつ適切な対策を講ずるため、国及び関係する县市等との連携のもと、水質調査、指定地域内事業場に対する立入検査等、効果的な監視体制の充実を図る。

(5) 情報発信、普及・啓発

水質総量削減をより効果的に推進するには、関係市町、事業者及び県民の理解と協力が必要である。このため、総量削減の主旨及び内容について、自治体のホームページ等により、正しい理解を求め、協力体制の強化を図ることにより、汚濁負荷量の削減に努める。

県民に対しては、家庭でできる生活排水対策の実践等に努めるよう啓発等を行うとともに、児童生徒に対しては、水環境の保全に対する正しい知識が得られるよう、普及・啓発に努める。

(6) 調査研究の推進

関係する国、県市、大学等研究機関などと連携し、伊勢湾の海域環境悪化や貧酸素水塊の発生原因とその対策等に関する調査研究に取り組む。

また、漁場環境の保全と持続的な利用のため、内湾域における養殖動態に関する調査研究と情報提供を行うとともに、赤潮による被害軽減に関する研究、生物生産力を維持するための栄養塩レベルの把握に関する研究、淡水域における生物多様性の保全、生産性の向上に関する研究を行う。

海域の自然再生機能を有する藻場や干潟を効率的に保全再生する技術開発を行うとともに、藻場・干潟による自然浄化機能等の生態系サービスを定量化し、客観的に評価するための研究を行う。

(7) 中小企業者に対する金融支援

中小企業者の排水処理施設の設置、改善等に対する金融支援制度（三重県環境・防災対策等促進資金融資等）の活用を図り、水質汚濁防止施設の整備を促進する。

(8) 多様な主体との連携

このような対策、取組の実施にあたっては、県民一人ひとり、NPO、漁業者、民間事業者、行政などの多様な主体が有機的に連携して取り組むことが重要であり、伊勢湾を豊かで親しめる身近な海として実感しながら、地域の実情に応じた自主的な環境保全活動の拡大と活性化を図られるよう取り組んでいく。

また、伊勢湾の再生に向け、多様な主体と連携し、国の関係省庁と三県一市等で組織する「伊勢湾再生推進会議」で策定した「伊勢湾再生行動計画」を推進していく。

総量規制基準 【改定（最終案）】

1 総量規制基準値の算出方法

指定地域内事業場の総量規制基準値は、次の算式により定められます。

$$\text{COD} \quad L_c = (C_{cj} \cdot Q_{cj} + C_{ci} \cdot Q_{ci} + C_{co} \cdot Q_{co}) \times 10^{-3}$$

$$\text{窒素} \quad L_n = (C_{ni} \cdot Q_{ni} + C_{no} \cdot Q_{no}) \times 10^{-3}$$

$$\text{りん} \quad L_p = (C_{pi} \cdot Q_{pi} + C_{po} \cdot Q_{po}) \times 10^{-3}$$

L：総量規制基準値 (kg/日)

C：業種等の区分ごとに知事が定める値 (濃度：mg/L)

Q：特定排出水量 (m³/日)

表1の時期区分の特定排水（排水のうち、専ら冷却用、減圧用その他の用途でその用途に供することにより汚濁負荷量が増加しないものに供された水以外のもの。）の水量

表1 Q（特定排水の量）の時期区分

時期区分別水量	COD	窒素	りん
S55. 6. 30以前の水量	Q _{co}	Q _{no}	Q _{po}
S55. 7. 1～H3. 6. 30に増加した水量	Q _{ci}		
H3. 7. 1～H14. 9. 30に増加した水量	Q _{cj}	Q _{ni}	Q _{pi}
H14. 10. 1以後に増加した水量			

2 総量規制基準の改定

「化学的酸素要求量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその他の区分ごとの範囲（平成18年10月13日平成18年環境省告示第134号、平成23年一部改正、平成28年一部改正）」、「窒素含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその他の区分ごとの範囲（平成18年10月13日平成18年環境省告示第135号、平成23年一部改正、平成28年一部改正）」及び「りん含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその他の区分ごとの範囲（平成18年10月13日平成18年環境省告示第136号、平成23年一部改正、平成28年一部改正）」（以下、環境省新告示という。）に示される下限から上限の範囲内において、以下の（1）及び（2）により、総量規制基準に係るC値を改定し、別表1から別表3のとおりとします。

(1) 最新の処理技術動向も考慮し総量規制基準を改定

環境省新告示において、総量規制基準に係る C 値の範囲が改定された業種等の区分について、必要に応じて基準の改定を行います。

なお、新設の事業場については、現状において、適用可能な最善の技術レベルの導入が可能であるため、今回の見直しの対象区分であって、現在、三重県内において対象事業場が存在しない場合の C 値については、基本的に下限値を採用することとします。

(2) 見直しの妥当性を個別に検討し総量規制基準を改定

上記(1)の改定にあたっては、これまで指定地域内事業場において行われた汚濁負荷削減の取組と難易度、費用対効果、除去率の季節変動等にも配慮し、また、検討対象となる業種等の区分における使用原材料、処理工程、排水処理方式、負荷量排出実績や同一業種の水質実態、その他関連事項(既存事業場数や排水量等)にも留意のうえ、精査することとします。

3 基準適用予定日

新增設の特定排水(適用日以後に増加する特定排水の量)については、平成29年9月、既設の特定排水(適用日時点の特定排水の量)については、平成31年4月から適用される予定です。

別表1 化学的酸素要求量についての総量規制基準に係るC値（案）

※今回の見直しはありません

項番号	業種区分	特定排出水量の区分	新（第8次）			旧（第7次）		
			Cc, Cco	Cci	Ccj	Cc, Cco	Cci	Ccj
2	畜産農業		70	70	60	70	70	60
3	天然ガス鉱業		60	60	60	60	60	60
4	非金属鉱業		20	20	20	20	20	20
5	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業		40	40	30	40	40	30
6	乳製品製造業 (平成8年9月1日前の特定施設に係る量)		30	30	20	30	30	20
7	畜産食料品製造業（前2項に掲げるものを除く。）	イ	50	50	30	50	50	30
		ロ	40	40	30	40	40	30
8	水産缶詰・瓶詰製造業		40	40	30	40	40	30
9	寒天製造業		55	55	55	55	55	55
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業		30	30	20	30	30	20
11	水産練製品製造業（前項に掲げるものを除く。）		30	30	20	30	30	20
12	冷凍水産物製造業		30	30	20	30	30	20
13	冷凍水産食品製造業		40	40	30	40	40	30
14	水産食料品製造業（整理番号8の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。）	イ	40	40	30	40	40	30
		ロ	40	40	30	40	40	30
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業		40	40	30	40	40	30
16	野菜漬物製造業		40	40	30	40	40	30
17	味そ製造業		70	70	30	70	70	30
18	しょう油・食用アミノ酸製造業		70	70	40	70	70	40
19	うま味調味料製造業		20	20	20	20	20	20
20	ソース製造業		30	30	30	30	30	30
21	食酢製造業		40	40	30	40	40	30
22	砂糖精製業		40	40	30	40	40	30
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業		50	50	30	50	50	30
24	小麦粉製造業		30	30	30	30	30	30
25	パン製造業		30	30	20	30	30	20
26	生菓子製造業		40	40	30	40	40	30
27	ビスケット類・干菓子製造業		40	40	30	40	40	30
28	米菓製造業		40	40	40	40	40	40
29	パン・菓子製造業（整理番号25の項から前項までに掲げるものを除く。）		40	40	30	40	40	30
30	植物油脂製造業	イ	50	40	30	50	40	30
		ロ	40	40	30	40	40	30
31	動物油脂製造業		40	40	30	40	40	30
32	食用油脂加工業		40	40	30	40	40	30
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業		50	50	40	50	50	40
34	穀類でんぷん製造業		50	50	40	50	50	40
35	めん類製造業		50	30	30	50	30	30
37	豆腐・油揚製造業	イ	50	30	30	50	30	30
		ロ	30	30	30	30	30	30
38	あん類製造業	イ	70	70	40	70	70	40
		ロ	60	60	40	60	60	40
39	冷凍調理食品製造業		30	20	20	30	20	20
40	そう(惣)菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの		30	30	30	30	30	30
41	清涼飲料製造業		20	20	20	20	20	20

別表1 化学的酸素要求量についての総量規制基準に係るC値(案)

※今回の見直しはありません

項番号	業種区分	特定排出水量の区分	新(第8次)			旧(第7次)		
			Cc, Cco	Cci	Ccj	Cc, Cco	Cci	Ccj
42	果実酒製造業		30	30	30	30	30	30
43	ビール製造業		30	30	30	30	30	30
44	清酒製造業		30	30	30	30	30	30
45	蒸留酒・混成酒製造業		30	30	20	30	30	20
46	インスタントコーヒー製造業		30	20	20	30	20	20
47	配合飼料製造業		20	20	20	20	20	20
48	単体飼料製造業		20	20	20	20	20	20
49	有機質肥料製造業		20	20	20	20	20	20
50	たばこ製造業		30	20	20	30	20	20
51	生糸製造業(副蚕糸精練業を含む。)		30	30	30	30	30	30
55	繊維工業(整理番号51の項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。)で整毛工程に係るもの		75	75	70	75	75	70
57	繊維工業で麻製織工程に係るもの		90	90	90	90	90	90
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程(のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程(以下「染色整理工程付帯加工処理工程」という。)を含む。)に係るもの		40	40	30	40	40	30
59	繊維工業で織物機械染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの(前項に掲げるものを除く。)	イ	100	80	80	100	80	80
		ロ	80	80	80	80	80	80
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの		90	90	90	90	90	90
61	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの		50	50	50	50	50	50
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの		60	50	50	60	50	50
63	繊維工業で繊維雑品染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの		100	90	80	100	90	80
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの		70	70	60	70	70	60
65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの		40	40	40	40	40	40
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの		40	40	40	40	40	40
67	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの		40	40	40	40	40	40
68	繊維工業(整理番号55の項から前項に掲げるものを除く。)		30	30	30	30	30	30
69	一般製材業又は木材チップ製造業		40	40	40	40	40	40
71	A 合板製造業(集成材製造業を含む。)又はパーティクルボード製造業 B 合板製造業(集成材製造業を含む。)又はパーティクルボード製造業であって、接着機洗浄水を循環するもの		30	30	30	30	30	30
			10	10	10	10	10	10
75	木材薬品処理業		20	20	20	20	20	20
76	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの		70	70	60	70	70	60

別表1 化学的酸素要求量についての総量規制基準に係るC値（案）

※今回の見直しはありません

項番号	業種区分	特定排出水量の区分	新（第8次）			旧（第7次）		
			Cc, Cco	Cci	Ccj	Cc, Cco	Cci	Ccj
77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの		60	60	60	60	60	60
78	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ製造工程、リファイナークラフトパルプ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの		50	50	50	50	50	50
79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグランドパルプ製造工程又は未さらしセミケミカルパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）		70	70	70	70	70	70
80	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグランドパルプ製造工程（前工程の未さらしケミグランドパルプ製造工程を含む。）又はさらしセミケミカルパルプ製造工程（前工程の未さらしセミケミカルパルプ製造工程を含む。）に係るもの		80	80	80	80	80	80
81	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）		60	50	40	60	50	40
82	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトパルプ製造工程（前工程の未さらしクラフトパルプ製造工程を含む。）に係るもの		80	70	60	80	70	60
83	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）		60	60	50	60	60	50
84	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程（前工程の離解工程を含む。）に係るもの		90	90	80	90	90	80
85	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの		100	100	70	100	100	70
86	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ、リファイナークラフトパルプ又はサーモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程（前工程のグランドパルプ、リファイナークラフトパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するものに限る。）に係るもの		50	40	40	50	40	40
87	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの（前項に掲げるものを除く。）		30	20	20	30	20	20
88	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの		40	40	40	40	40	40
89	機械すき和紙製造業		60	60	60	60	60	60
90	手すき和紙製造業		90	90	80	90	90	80
91	塗工紙製造業		20	20	20	20	20	20
92	段ボール製造業		30	30	15	30	30	15
93	重包装紙袋製造業		70	70	70	70	70	70

別表1 化学的酸素要求量についての総量規制基準に係るC値(案)

※今回の見直しはありません

項番号	業種区分	特定排出水量の区分	新(第8次)			旧(第7次)		
			Cc, Cco	Cci	Ccj	Cc, Cco	Cci	Ccj
94	セロファン製造業		30	30	15	30	30	15
95	乾式法による繊維板製造業		40	40	40	40	40	40
96	繊維板製造業(前項に掲げるものを除く。)		80	80	60	80	80	60
97	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業(整理番号76の項から前項までに掲げるものを除く。)		25	25	25	25	25	25
100	印刷業(新聞その他の出版物を印刷するものを含む。)		50	50	50	50	50	50
101	製版業		50	50	50	50	50	50
102	窒素質・りん酸質肥料製造業		30	30	30	30	30	30
103	複合肥料製造業		30	30	30	30	30	30
104	化学肥料製造業(前2項に掲げるものを除く。)		30	30	30	30	30	30
105	ソーダ工業		20	20	20	20	20	20
106	電炉工業		20	20	20	20	20	20
107	A 無機顔料製造業		20	20	20	20	20	20
	B 無機顔料製造業(黄鉛製造工程を有するもの)		60	60	50	60	60	50
108	A 無機化学工業製品製造業(整理番号105の項から前項までに掲げるものを除く。)		20	20	20	20	20	20
	B 無機化学工業製品製造業(硫化鉄鉱を原料とする酸化鉄(顔料を除く。)製造工程に係るもの)		40	40	40	40	40	40
	C 無機化学工業製品製造業(希硫酸による二酸化硫黄の洗浄工程を有する硫酸製造工程に係るもの)		50	50	50	50	50	50
109	A 石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの		60	60	40	60	60	40
	B 石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程(青酸誘導品含有排水を排出する工程)に係るもの		150	150	150	150	150	150
	C 石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程(塩素化合物触媒を用いたアセトン又はアセトアルデヒドの製造工程)に係るもの		100	80	80	100	80	80
	D 石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの(エピクロロヒドリン製造工程)に係るもの		140	130	130	140	130	130
110	A 石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの		50	50	30	50	50	30
	B 石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程(合成染料又は合成染料中間物の製造工程)に係るもの		190	190	180	190	190	180

別表1 化学的酸素要求量についての総量規制基準に係るC値(案)

※今回の見直しはありません

項番号	業種区分	特定排出水量の区分	新(第8次)			旧(第7次)		
			Cc, Cco	Cci	Ccj	Cc, Cco	Cci	Ccj
111	A	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	30	30	30	30	30	30
	B	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程(メチルメタクリレート樹脂又はアクリロニトリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂の製造工程)に係るもの	70	70	70	70	70	70
112	A	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	40	40	40	40	40	40
	B	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程(乳化重合法による合成ゴム製造工程)に係るもの	60	60	50	60	60	50
	C	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程(クロロプレンゴム製造工程)に係るもの	130	130	130	130	130	130
113	A	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程(脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。)に係るもの	50	50	50	50	50	50
	B	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程(有機ゴム薬品製造工程)に係るもの	270	260	260	270	260	260
	C	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程(有機農薬原体製造工程)に係るもの	180	180	160	180	180	160
114		石油化学系基礎製品製造業(整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。)	60	50	40	60	50	40
115	A	脂肪族系中間物製造業	60	60	50	60	60	50
	B	脂肪族系中間物製造業(青酸誘導品含有排水を排出する工程に係るもの)	210	210	190	210	210	190
	C	脂肪族系中間物製造業(塩素化合物触媒を用いたアセトン又はアセトアルデヒドの製造工程に係るもの)	110	80	80	110	80	80
	D	脂肪族系中間物製造業(エピクロルヒドリン製造工程に係るもの)	140	130	130	140	130	130
116		メタン誘導品製造業	30	30	20	30	30	20
117		発酵工業	120	110	110	120	110	110
118		ヨーグルタル製品製造業	120	120	120	120	120	120
119	A	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	50	50	30	50	50	30
	B	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業(合成染料又は合成染料中間物の製造工程に係るもの)	190	190	190	190	190	190
120	A	プラスチック製造業	30	30	20	30	30	20
	B	プラスチック製造業(メチルメタクリレート樹脂又はアクリロニトリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂の製造工程に係るもの)	70	60	50	70	60	50
	C	プラスチック製造業(硝酸セルロース又は酢酸セルロースの製造工程に係るもの)	60	60	50	60	60	50

別表1 化学的酸素要求量についての総量規制基準に係るC値（案）

※今回の見直しはありません

項番号	業種区分	特定排出水量の区分	新（第8次）			旧（第7次）		
			Cc, Cco	Cci	Ccj	Cc, Cco	Cci	Ccj
121	A	合成ゴム製造業	40	40	40	40	40	40
	B	合成ゴム製造業（乳化重合法による合成ゴム製造工程に係るもの）	70	70	70	70	70	70
	C	合成ゴム製造業（クロロプレンゴム製造工程に係るもの）	130	130	130	130	130	130
122	A	有機化学工業製品製造業（整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。）	50	50	50	50	50	50
	B	有機化学工業製品製造業（有機ゴム薬品製造工程に係るもの）	150	150	150	150	150	150
	C	有機化学工業製品製造業（有機農薬原体製造工程に係るもの）	180	180	160	180	180	160
123		レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	50	40	20	50	40	20
124		レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの	30	30	30	30	30	30
125	A	合成繊維製造業	30	20	20	30	20	20
	B	合成繊維製造業（アクリル系繊維製造工程に係るもの）	60	40	30	60	40	30
126		脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	40	40	30	40	40	30
127		石けん・合成洗剤製造業	10	10	10	10	10	10
128		界面活性剤製造業（前項に掲げるものを除く。）	40	40	40	40	40	40
129		塗料製造業	40	40	40	40	40	40
130		印刷インキ製造業	40	40	30	40	40	30
131		医薬品原薬・製剤製造業（平成8年9月1日前の特定施設に係る量）	80	80	60 70	80	80	60 70
132		医薬品製剤製造業	40	30	30	40	30	30
133		生物学的製剤製造業	30	30	30	30	30	30
134		生薬・漢方製剤製造業	20	20	20	20	20	20
135		動物用医薬品製造業	60	60	50	60	60	50
136	A	火薬類製造業	20	20	20	20	20	20
	B	火薬類製造業（硝酸エステル又はニトロ化合物の製造工程に係るもの）	60	60	50	60	60	50
137		農薬製造業	30	30	20	30	30	20
138		合成香料製造業	120	110	110	120	110	110
139		香料製造業（前項に掲げるものを除く。）	30	30	20	30	30	20
140		化粧品・歯磨・その他の化粧品用調整品製造業	30	30	20	30	30	20
142		ゼラチン・接着剤製造業（にかわ製造業を含む。）	20	20	20	20	20	20
143		写真感光材料製造業	10	10	10	10	10	10
144		天然樹脂製品・木材化学製品製造業	40	40	40	40	40	40
145		イオン交換樹脂製造業	160	160	130	160	160	130
146		化学工業（整理番号102の項から前項までに掲げるものを除く。）	50	40	40	50	40	40
147	A	石油精製業	20	20	20	20	20	20
	B	石油精製業（潤滑油製造工程を有するもの）	30	30	30	30	30	30

別表1 化学的酸素要求量についての総量規制基準に係るC値（案）

※今回の見直しはありません

項番号	業種区分	特定排出水量の区分	新（第8次）			旧（第7次）		
			Cc, Cco	Cci	Ccj	Cc, Cco	Cci	Ccj
148	A	潤滑油製造業（前項に掲げるものを除く。）	30	30	30	30	30	30
	B	潤滑油製造業（硫酸洗浄工程を有するもの）	40	40	40	40	40	40
149		コークス製造業	180	180	90	180	180	90
150		石油コークス製造業	70	70	50	70	70	50
151		自動車タイヤ・チューブ製造業	10	10	10	10	10	10
152		ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの	60	40	40	60	40	40
153	A	ゴム製品製造業（前2項に掲げるものを除く。）	20	20	20	20	20	20
	B	ゴム製品製造業（曲がり管製造工程に係るもの）	50	40	40	50	40	40
154		なめしかわ製造業	100	100	100	100	100	100
155		毛皮製造業	50	50	50	50	50	50
156		板ガラス製造業	10	10	10	10	10	10
157		板ガラス加工業	10	10	10	10	10	10
158		ガラス製加工素材製造業	10	10	10	10	10	10
159		ガラス容器製造業	10	10	10	10	10	10
160		理化学用・医療用ガラス器具製造業	10	10	10	10	10	10
161		卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	10	10	10	10	10	10
162		ガラス繊維（長繊維に限る。）・同製品製造業	50	50	50	50	50	50
163		ガラス繊維・同製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	40	30	30	40	30	30
164		ガラス・同製品製造業（整理番号156の項から前項までに掲げるものを除く。）	10	10	10	10	10	10
165		生コンクリート製造業	10	10	10	10	10	10
166		コンクリート製品製造業	10	10	10	10	10	10
167		セメント製品製造業（前2項に掲げるものを除く。）	10	10	10	10	10	10
168		黒鉛電極製造業	20	20	20	20	20	20
169		碎石製造業	20	20	20	20	20	20
170		鉱物・土石粉碎等処理業	20	20	20	20	20	20
172		うわ薬製造業	20	20	20	20	20	20
173	A	高炉による製鉄業	10	10	10	10	10	10
	B	高炉による製鉄業（コークス炉を有するもの）	40	30	30	40	30	30
175		フェロアロイ製造業	20	20	20	20	20	20
176		高炉によらない製鉄業（前項に掲げるものを除く。）	10	10	10	10	10	10
178		製鋼・製鋼圧延業（転炉（単独転炉を含む。）又は電気炉（単独電気炉を含む。）によるものに限る。）	20	20	20	20	20	20
179		熱間圧延業（整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。）	20	20	20	20	20	20
180		冷間圧延業（整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。）	20	20	20	20	20	20
181		冷間ロール成型形鋼製造業	20	20	20	20	20	20
182		鋼管製造業	20	20	20	20	20	20
183		伸鉄業	10	10	10	10	10	10
184		磨棒鋼製造業	10	10	10	10	10	10
185		引抜鋼管製造業	10	10	10	10	10	10

別表1 化学的酸素要求量についての総量規制基準に係るC値(案)

※今回の見直しはありません

項番号	業種区分	特定排出水量の区分	新(第8次)			旧(第7次)		
			Cc, Cco	Cci	Ccj	Cc, Cco	Cci	Ccj
186	伸線業		10	10	10	10	10	10
187	ブリキ製造業		20	20	20	20	20	20
188	亜鉛鉄板製造業		20	20	20	20	20	20
189	めっき鋼管製造業		20	20	20	20	20	20
190	めっき鉄鋼線製造業		20	20	20	20	20	20
191	表面処理鋼材製造業(整理番号187の項から前項までに掲げるものを除く。)		10	10	10	10	10	10
192	鍛鋼製造業		10	10	10	10	10	10
193	鍛工品製造業		10	10	10	10	10	10
194	鋳鋼製造業		10	10	10	10	10	10
195	鋳鉄鋳物製造業(次項及び整理番号197の項に掲げるものを除く。)		10	10	10	10	10	10
196	鋳鉄管製造業		10	10	10	10	10	10
197	可鍛鋳鉄製造業		10	10	10	10	10	10
198	鉄粉製造業		10	10	10	10	10	10
199	鉄鋼業(整理番号173の項から前項までに掲げるものを除く。)		10	10	10	10	10	10
200	非鉄金属製造業		10	10	10	10	10	10
201	電気めっき業	イ	50	40	40	50	40	40
		ロ	40	40	40	40	40	40
202	金属製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	イ	20	10	10	20	10	10
		ロ	10	10	10	10	10	10
203	一般機械器具製造業		20	10	10	20	10	10
204	電子回路製造業	イ	30	20	20	30	20	20
		ロ	20	20	20	20	20	20
205	電子部品・デバイス・電子回路製造業(前項に掲げるものを除く)、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業		10	10	10	10	10	10
206	輸送用機械器具製造業	イ	30	10	10	30	10	10
		ロ	20	10	10	20	10	10
207	精密機械器具製造業		10	10	10	10	10	10
208	ガス製造工場		20	20	20	20	20	20
209	下水道業		30	20	20	30	20	20
210	空瓶卸売業		30	20	20	30	20	20
211	共同調理場(学校給食法(昭和29年法律第160号)第5条の2に規定する施設をいう。)		40	30	30	40	30	30
212	弁当仕出屋又は弁当製造業		50	50	30	50	50	30
213	A 飲食店		50	40	30	50	40	30
	B 飲食店(平成18年2月1日以降に設置されるし尿浄化槽を使用するもの)		30	30	30	30	30	30
214	A 宿泊業	イ	60	50	30	60	50	30
		ロ	50	40	30	50	40	30
214	B 宿泊業(平成18年2月1日以降に設置されるし尿浄化槽を使用するもの)		30	30	30	30	30	30
215	リネンサプライ業		50	50	30	50	50	30
216	洗濯業(前項に掲げるものを除く。)		40	40	30	40	40	30
218	写真業(写真現像・焼付業を含む。)		60	60	60	60	60	60
219	自動車整備業		20	20	20	20	20	20
220	A 病院	イ	40	30	30	40	30	30
		ロ	30	30	30	30	30	30
220	B 病院(平成18年2月1日以降に設置されるし尿浄化槽を使用するもの)		30	30	30	30	30	30

別表1 化学的酸素要求量についての総量規制基準に係るC値(案)

※今回の見直しはありません

項番号	業種区分	特定排出水量の区分	新(第8次)			旧(第7次)		
			Cc, Cco	Cci	Ccj	Cc, Cco	Cci	Ccj
221	A	し尿浄化槽(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が5,001人以上のもの)	30	30	30	30	30	30
	B	し尿浄化槽(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が5,000人以下501人以上のもの)	40	30	30	40	30	30
	C	し尿浄化槽(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が5,000人以下501人以上のものであって、昭和55年建設省告示第1292号が適用される前のもの)	40	40	30	40	40	30
	D	し尿浄化槽(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が501人以上のものであって、平成18年2月1日以降に設置されるもの)	30	30	30	30	30	30
	E	し尿浄化槽(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が501人以上のものであって、平成18年2月1日以降に設置され、建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するもの)	20	20	20	20	20	20
222	A	し尿浄化槽(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下201人以上のものに限る。)	60	60	40	60	60	40
	B	し尿浄化槽(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下201人以上のものであって、昭和55年建設省告示第1292号が適用される前のもの)	70	70	40	70	70	40
	C	し尿浄化槽(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下201人以上のものであって、平成18年2月1日以降に設置されるもの)	30	30	30	30	30	30

別表1 化学的酸素要求量についての総量規制基準に係るC値（案）

※今回の見直しはありません

項番号	業種区分	特定排出水量の区分	新（第8次）			旧（第7次）		
			Cc, Cco	Cci	Ccj	Cc, Cco	Cci	Ccj
223	A	し尿処理業（日平均排水量が3,000m ³ 以上のものであって、し尿浄化槽に係るものを除く。）	40	30	20	40	30	20
	B	し尿処理業（日平均排水量が3,000m ³ 未満のものであって、し尿浄化槽に係るものを除く。）	40	40	30	40	40	30
	C	し尿処理業（嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理を加えた方法より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものであってし尿浄化槽に係るものを除く。）	30	20	20	30	20	20
224	ごみ処理業		30	30	30	30	30	30
225	廃油処理業		20	20	20	20	20	20
226	産業廃棄物処理業（前項に掲げるものを除く。）		20	20	20	20	20	20
227	死亡獣畜取扱業		40	40	40	40	40	40
228	と畜場		40	40	40	40	40	40
229	中央卸売市場		30	20	20	30	20	20
230	地方卸売市場		30	30	30	30	30	30
231	試験研究機関（水質汚濁防止法施行規則第1条の2各号に掲げるものをいう。）		30	30	30	30	30	30
232	A	2の項から前項までに分類されないもの（生活系に係るもの）	70	40	40	70	40	40
	B	2の項から前項までに分類されないもの（生活系に係るものを除く。）	10	10	10	10	10	10

注 特定排出水量の欄の区分は、次のとおりとする。

イは、1事業場当たりの総特定排出水量が1日当たり400立方メートル未満の指定地域内事業場に適用する。

ロは、1事業場当たりの総特定排出水量が1日当たり400立方メートル以上の指定地域内事業場に適用する。

別表2 窒素含有量についての総量規制基準に係るC値（案）

項番号	業種区分	特定排出水量の区分	新（第8次）		旧（第7次）	
			Cn, Cno	Cni	Cn, Cno	Cni
2	A 畜産農業		60	60	60	60
	B 畜産農業（総面積が50m2以上の豚房施設を有するもの）		60	60	60	60
3	天然ガス鉱業		60	60	60	60
4	非金属鉱業		10	10	10	10
5	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業	イ	40	10	40	10
		ロ	25	10	25	10
6	乳製品製造業		20	10	20	10
7	畜産食料品製造業（前2項に掲げるものを除く。）	イ	35	10	35	10
		ロ	30	10	30	10
8	水産缶詰・瓶詰製造業		20	10	20	10
9	寒天製造業		20	10	20	10
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業		20	10	20	10
11	水産練製品製造業（前項に掲げるものを除く。）		25	10	25	10
12	冷凍水産物製造業		35	10	35	10
13	冷凍水産食品製造業		40	10	40	10
14	水産食料品製造業（整理番号8の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。）	イ	40	15	40	15
		ロ	35	10	35	10
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業		25	10	25	10
16	野菜漬物製造業		15	10	15	10
17	味そ製造業		25	10	25	10
18	しょう油・食用アミノ酸製造業		45	10	45	10
19	うま味調味料製造業		20	10	20	10
20	ソース製造業		20	10	20	10
21	食酢製造業		20	10	20	10
22	砂糖精製業		15	10	15	10
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業		20	10	20	10
24	小麦粉製造業		20	10	20	10
25	パン製造業		15	10	15	10
26	生菓子製造業		25	10	25	10
27	ビスケット類・干菓子製造業		20	10	20	10
28	米菓製造業		20	10	20	10
29	パン・菓子製造業（整理番号25の項から前項までに掲げるものを除く。）		20	10	20	10
30	植物油脂製造業		20	10	20	10
31	動物油脂製造業		20	10	20	10
32	食用油脂加工業		15	10	15	10
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業		20	10	20	10
34	穀類でんぷん製造業		20	10	20	10
35	めん類製造業		20	10	20	10
37	豆腐・油揚製造業		25	10	25	10
38	あん類製造業		15	10	15	10
39	冷凍調理食品製造業		20	10	20	10
40	そう（惣）菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの		20	10	20	10
41	清涼飲料製造業		20	10	20	10
42	果実酒製造業		15	10	15	10
43	ビール製造業		15	10	15	10
44	清酒製造業		20	10	20	10
45	蒸留酒・混成酒製造業		20	10	20	10

別表2 窒素含有量についての総量規制基準に係るC値（案）

項番号	業種区分	特定排出水量の区分	新（第8次）		旧（第7次）	
			Cn, Cno	Cni	Cn, Cno	Cni
46	インスタントコーヒー製造業		20	10	20	10
47	配合飼料製造業		15	10	15	10
48	単体飼料製造業		20	10	20	10
49	有機質肥料製造業		20	10	20	10
50	たばこ製造業		20	10	20	10
51	生糸製造業（副蚕糸精練業を含む。）		20	10	20	10
55	繊維工業（整理番号51の項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。）で整毛工程に係るもの		20	10	20	10
57	繊維工業で麻製織工程に係るもの		15	10	15	10
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程（のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程（以下「染色整理工程付帯加工処理工程」という。）を含む。）に係るもの		10	10	10	10
59	A 繊維工業で織物機械染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	イ	20	10	20	10
		ロ	15	10	15	10
B	繊維工業で織物機械染色整理工程（綿織物捺染工程）に係るもの		60	10	60	10
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの		20	10	20	10
61	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの		15	10	15	10
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの		15	10	15	10
63	繊維工業で繊維雑品染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	イ	25	15	25	15
		ロ	20	10	20	10
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの		20	10	20	10
65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの		15	10	15	10
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの		20	10	20	10
67	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの		20	10	20	10
68	繊維工業（整理番号55の項から前項に掲げるものを除く。）		15	10	15	10
69	一般製材業又は木材チップ製造業		20	10	20	10
71	合板製造業（集成材製造業を含む。）又はパーティクルボード製造業		15	10	15	10
75	木材薬品処理業		20	10	20	10
76	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの		10	10	10	10
77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの		10	10	10	10

別表2 窒素含有量についての総量規制基準に係るC値（案）

項番号	業種区分	特定排出水量の区分	新（第8次）		旧（第7次）	
			Cn, Cno	Cni	Cn, Cno	Cni
78	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ製造工程、リファイナークラフトパルプ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの		10	10	10	10
79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグランドパルプ製造工程又は未さらしセミケミカルパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）		10	10	10	10
80	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグランドパルプ製造工程（前行程の未さらしケミグランドパルプ製造工程を含む。）又はさらしセミケミカルパルプ製造工程（前工程の未さらしセミケミカルパルプ製造工程を含む。）に係るもの		10	10	10	10
81	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）		10	10	10	10
82	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトパルプ製造工程（前工程の未さらしクラフトパルプ製造工程を含む。）に係るもの		10	10	10	10
83	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）		10	10	10	10
84	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程（前工程の離解工程を含む。）に係るもの		10	10	10	10
85	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの		10	10	10	10
86	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ、リファイナークラフトパルプ又はサーモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程（前工程のグランドパルプ、リファイナークラフトパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するものに限る。）に係るもの		10	10	10	10
87	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの（前項に掲げるものを除く。）		10	10	10	10
88	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの		10	10	10	10
89	機械すき和紙製造業		10	10	10	10
90	手すき和紙製造業		10	10	10	10
91	塗工紙製造業		10	10	10	10
92	段ボール製造業		10	10	10	10
93	重包装紙袋製造業		10	10	10	10
94	セロファン製造業		20	10	20	10
95	乾式法による繊維板製造業		20	10	20	10

別表2 窒素含有量についての総量規制基準に係るC値（案）

項番号	業種区分	特定排出水量の区分	新（第8次）		旧（第7次）	
			Cn, Cno	Cni	Cn, Cno	Cni
96	繊維板製造業（前項に掲げるものを除く。）		15	10	15	10
97	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業（整理番号76の項から前項までに掲げるものを除く。）		10	10	10	10
100	印刷業（新聞その他の出版物を印刷するものを含む。）		20	10	20	10
101	製版業		20	10	20	10
102	A 窒素質・りん酸質肥料製造業		15	10	15	10
	B 窒素質・りん酸質肥料製造業（アンモニア製造工程に係るもの）		40	30	40	30
	C 窒素質・りん酸質肥料製造業（アンモニア誘導品製造工程に係るもの）		200	200	200	200
	D 窒素質・りん酸質肥料製造業（尿素製造工程に係るもの）		700	700	700	700
103	複合肥料製造業		15	10	15	10
104	化学肥料製造業（前2項に掲げるものを除く。）		10	10	10	10
105	ソーダ工業		10	10	10	10
106	電炉工業		15	10	15	10
107	無機顔料製造業		30	20	30	20
108	A 無機化学工業製品製造業（整理番号105の項から前項までに掲げるものを除く。）		35	35	35	35
	B 無機化学工業製品製造業（バナジウム化合物製造工程（塩析工程を有するものに限る。）に係るもの）		50	40	50	40
	C 無機化学工業製品製造業（酸化コバルト製造工程に係るもの）		140	40	140	40
	D 無機化学工業製品製造業（モリブデン化合物製造工程（塩析工程を有するものに限る。）に係るもの）		50	40	50	40
	E 無機化学工業製品製造業（イットリウム酸化物製造工程に係るもの）		50	40	50	40
	F 無機化学工業製品製造業（酸化銀製造工程に係るもの）		50	40	50	40
	G 無機化学工業製品製造業（酸化ジルコニウム製造工程に係るもの）		100	40	100	40
	H 無機化学工業製品製造業（窒素又はその化合物を含有する原料を使用する工程に係るもの）		120	60	120	60
109	A 石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの		15	10	15	10
	B 石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程（窒素又はその化合物を原料として使用するもの）に係るもの		50	40	50	40
110	A 石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの		15	10	15	10
	B 石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程（窒素又はその化合物を原料として使用するもの）に係るもの		15	10	15	10

別表2 窒素含有量についての総量規制基準に係るC値（案）

項番号	業種区分	特定排出水量の区分	新（第8次）		旧（第7次）	
			Cn, Cno	Cni	Cn, Cno	Cni
111	A	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	15	10	15	10
	B	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程（窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するもの）に係るもの	35	15	40	15
112	A	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	15	10	15	10
	B	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程（窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するもの）に係るもの	50	25	50	25
113	A	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程（脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。）に係るもの	15	10	15	10
	B	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程（窒素又はその化合物を原料として使用するもの）に係るもの	35	10	35	10
114		石油化学系基礎製品製造業（109の項から前項までに掲げるものを除く。）	15	10	15	10
115	A	脂肪族系中間物製造業	15	10	15	10
	B	脂肪族系中間物製造業（窒素又はその化合物を原料として使用するもの）	45	25	45	25
116		メタン誘導品製造業	25	10	30	10
117		発酵工業	15	10	15	10
118		コールドタール製品製造業	375	170	375	170
119	A	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	20	10	20	10
	B	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業（窒素又はその化合物を原料として使用するもの）	30	20	30	20
120	A	プラスチック製造業	10	10	10	10
	B	プラスチック製造業（窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するもの）	55	20	55	20
121	A	合成ゴム製造業	15	10	15	10
	B	合成ゴム製造業（窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するもの）	40	20	40	20
122	A	有機化学工業製品製造業（整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。）	25	10	25	10
	B	有機化学工業製品製造業（窒素又はその化合物を原料として使用するもの）	55	25	55	25
	C	有機化学工業製品製造業（イソシアヌル酸及びその誘導品製造工程に係るもの）	25	15	25	15
	D	有機化学工業製品製造業（メラミン製造工程に係るもの）	850	850	850	850
	E	有機化学工業製品製造業（化学発泡剤製造工程（尿素を原料として使用するものに限る。）に係るもの）	25	10	25	10
123		レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	10	10	10	10

別表2 窒素含有量についての総量規制基準に係るC値（案）

項番号	業種区分	特定排出水量の区分	新（第8次）		旧（第7次）	
			Cn, Cno	Cni	Cn, Cno	Cni
124	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの		15	10	15	10
125	A 合成繊維製造業		10	10	10	10
	B 合成繊維製造業（窒素又はその化合物を原料として使用するもの）		50	35	50	35
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業		10	10	10	10
127	石けん・合成洗剤製造業		15	10	15	10
128	界面活性剤製造業（前項に掲げるものを除く。）		15	10	15	10
129	塗料製造業		15	10	15	10
130	印刷インキ製造業		15	10	15	10
131	A 医薬品原薬・製剤製造業		30	10	30	10
	B 医薬品原薬・製剤製造業（医薬品原薬製造工程（窒素又はその化合物を原料として使用するものに限る。）に係るもの）		50	20	50	20
132	医薬品製剤製造業		10	10	10	10
133	生物学的製剤製造業		10	10	10	10
134	生薬・漢方製剤製造業		15	10	15	10
135	動物用医薬品製造業		15	10	15	10
136	火薬類製造業		15	10	15	10
137	農薬製造業		25	10	25	10
138	合成香料製造業		15	10	15	10
139	香料製造業（前項に掲げるものを除く。）		15	10	15	10
140	化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業		15	10	15	10
142	ゼラチン・接着剤製造業（にかわ製造業を含む。）		15	10	15	10
143	写真感光材料製造業		15	10	15	10
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業		10	10	10	10
145	イオン交換樹脂製造業		15	10	15	10
146	化学工業（整理番号102の項から前項までに掲げるものを除く。）		15	10	15	10
147	石油精製業		30	15	30	15
148	潤滑油製造業（前項に掲げるものを除く。）		20	10	20	10
149	コークス製造業		500	320	545	320
150	石油コークス製造業		20	10	20	10
151	自動車タイヤ・チューブ製造業		20	10	20	10
152	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの		10	10	10	10
153	ゴム製品製造業（前二項に掲げるものを除く。）		15	10	15	10
154	なめしかわ製造業		20	10	20	10
155	毛皮製造業		10	10	10	10
156	板ガラス製造業		10	10	10	10
157	板ガラス加工業		10	10	10	10
158	ガラス製加工素材製造業		10	10	10	10
159	ガラス容器製造業		10	10	10	10
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業		10	10	10	10
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業		10	10	10	10
162	ガラス繊維（長繊維に限る。）・同製品製造業		20	10	20	10

別表2 窒素含有量についての総量規制基準に係るC値（案）

項番号	業種区分	特定排出水量の区分	新（第8次）		旧（第7次）	
			Cn, Cno	Cni	Cn, Cno	Cni
163	ガラス繊維・同製品製造業（前項に掲げるものを除く。）		20	10	20	10
164	ガラス・同製品製造業（整理番号156の項から前項までに掲げるものを除く。）		15	10	15	10
165	生コンクリート製造業		10	10	10	10
166	コンクリート製品製造業		10	10	10	10
167	セメント製品製造業（前2項に掲げるものを除く。）		10	10	10	10
168	黒鉛電極製造業		10	10	10	10
169	砕石製造業		10	10	10	10
170	鉱物・土石粉碎等処理業		20	10	20	10
172	うわ薬製造業		10	10	10	10
173	A 高炉による製鉄業		10	10	10	10
	B 高炉による製鉄業（コークス製造工程に係るもの）		545	320	545	320
	C 高炉による製鉄業（ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの）		55	40	55	40
175	フェロアロイ製造業		15	10	15	10
176	高炉によらない製鉄業（前項に掲げるものを除く。）		10	10	10	10
178	A 製鋼・製鋼圧延業（転炉(単独転炉を含む。)又は電気炉(単独電気炉を含む。))によるものに限る。）		15	10	15	10
	B 製鋼・製鋼圧延業（転炉(単独転炉を含む。)又は電気炉(単独電気炉を含む。))によるもの限り、ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの）		55	40	55	40
179	A 熱間圧延業（整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。）		15	10	15	10
	B 熱間圧延業（ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの）		55	40	55	40
180	A 冷間圧延業（整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。）		10	10	10	10
	B 冷間圧延業（ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの）		55	40	55	40
181	A 冷間ロール成型形鋼製造業		10	10	10	10
	B 冷間ロール成型形鋼製造業（ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの）		55	40	55	40
182	A 鋼管製造業		15	10	15	10
	B 鋼管製造業（ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの）		55	40	55	40
183	A 伸鉄業		10	10	10	10
	B 伸鉄業（ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの）		55	40	55	40
184	A 磨棒鋼製造業		10	10	10	10
	B 磨棒鋼製造業（ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの）		45	40	45	40
185	A 引抜鋼管製造業		15	10	15	10
	B 引抜鋼管製造業（ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの）		55	40	55	40
186	A 伸線業		15	10	15	10
	B 伸線業（ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの）		55	40	55	40
187	ブリキ製造業		10	10	10	10

別表2 窒素含有量についての総量規制基準に係るC値（案）

項番号	業種区分	特定排出水量の区分	新（第8次）		旧（第7次）	
			Cn, Cno	Cni	Cn, Cno	Cni
188	亜鉛鉄板製造業		15	10	15	10
189	めっき鋼管製造業		15	10	15	10
190	めっき鉄鋼線製造業		15	10	15	10
191	A 表面処理鋼材製造業（整理番号187の項から前項までに掲げるものを除く。）		15	10	15	10
	B 表面処理鋼材製造業（ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの）		55	40	55	40
192	鍛鋼製造業		10	10	10	10
193	鍛工品製造業		15	10	15	10
194	鋳鋼製造業		10	10	10	10
195	鋳鉄鋳物製造業（次項及び整理番号197の項に掲げるものを除く。）		10	10	10	10
196	鋳鉄管製造業		10	10	10	10
197	可鍛鋳鉄製造業		10	10	10	10
198	鉄粉製造業		10	10	10	10
199	A 鉄鋼業（整理番号173の項から前項までに掲げるものを除く。）		15	10	15	10
	B 鉄鋼業（ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの）		55	40	55	40
200	非鉄金属製造業		25	10	25	10
201	A 電気めっき業		20	10	20	10
	B 電気めっき業（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するもの）		55	50	55	50
202	A 金属製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	イ	30	10	30	10
		ロ	20	10	20	10
	B 金属製品製造業（溶融めっき工程（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）に係るもの）		40	25	40	25
C 金属製品製造業（アルマイト加工工程（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）に係るもの）		60	35	60	35	
203	A 一般機械器具製造業		20	10	20	10
	B 一般機械器具製造業（ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの）		20	10	20	10
	C 一般機械器具製造業（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するもの）		30	15	30	15
204	電子回路製造業		20	10	20	10
205	A 電子部品・デバイス・電子回路製造業（前項に掲げるものを除く）、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業		20	10	20	10
	B 電子部品・デバイス・電子回路製造業（前項に掲げるものを除く）、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業（民生用電子部品・デバイス・電子回路（前項に掲げるものを除く）、民生用電気機械器具又は民生用情報通信機械器具製造工程（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）に係るもの）		30	10	30	10
	C 電子部品・デバイス・電子回路製造業（前項に掲げるものを除く）、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業（半導体素子製造工程に係るもの）		20	15	20	15

別表2 窒素含有量についての総量規制基準に係るC値（案）

項番号	業種区分		特定排出水量の区分	新（第8次）		旧（第7次）	
				Cn, Cno	Cni	Cn, Cno	Cni
206	A	輸送用機械器具製造業	イ	30	15	30	15
			ロ	20	10	20	10
	B	輸送用機械器具製造業（自動車・同付属品製造工程（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）に係るもの		30	20	30	20
207	A	精密機械器具製造業		10	10	10	10
	B	精密機械器具製造業（時計・同部分品製造工程（時計側を除く。）に係るもの）		30	10	30	10
208		ガス製造工場		10	10	10	10
209	A	下水道業（日平均排水量30,000m3以上の事業場の場合に限る。）		25	10	25	10
	B	下水道業（日平均排水量30,000m3未満の事業場の場合に限る。）		30	15	30	15
	C	下水道業（標準活性汚泥法その他これらと同程度に下水中の窒素を除去できる方法より高度に下水中の窒素を除去できる方法により下水を処理するもの（高濃度の窒素を含有する汚水を多量に受け入れて処理するものを除く。））		15	10	15	10
	D	下水道業（高濃度の窒素を含有する汚水を多量に受け入れて処理するもの）		30	15	30	15
210		空瓶卸売業		20	10	20	10
211		共同調理場（学校給食法（昭和29年法律第160号）第5条の2に規定する施設をいう。）		20	10	20	10
212		弁当仕出屋又は弁当製造業		20	10	20	10
213		飲食店	イ	35	20	45	20
			ロ	30	20	40	20
214		宿泊業	イ	35	25	35	25
			ロ	35	25	35	25
215		リネンサプライ業		20	10	20	10
216		洗濯業（前項に掲げるものを除く。）		15	15	15	15
218		写真業（写真現像・焼付業を含む。）		20	15	20	15
219		自動車整備業		15	15	15	15
220		病院	イ	35	20	45	20
			ロ	30	20	40	20
221	A	し尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理人員が501人以上のもの）	イ	45	30	45	30
			ロ	40	30	40	30
	B	し尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項の表又は建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するもの）		25	20	25	20

別表2 窒素含有量についての総量規制基準に係るC値（案）

項番号	業種区分	特定排出水量の区分	新（第8次）		旧（第7次）	
			Cn, Cno	Cni	Cn, Cno	Cni
222	A	し尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下201人以上のもの）	50	30	50	30
	B	し尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項の表又は建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するもの）	30	20	30	20
223	A	し尿処理業（し尿浄化槽に係るものを除く。）	20	10	60	10
	B	し尿処理業（嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものであってし尿浄化槽に係るものを除く。）	20	10	20	10
	C	し尿処理業（地域し尿処理施設に係るもの）	40	25	40	25
224	ごみ処理業	20	10	20	10	
225	廃油処理業	15	10	15	10	
226	産業廃棄物処理業（前項に掲げるものを除く。）	30	15	30	15	
227	死亡獣畜取扱業	25	15	25	15	
228	と畜場	25	15	25	15	
229	中央卸売市場	20	15	20	15	
230	地方卸売市場	20	15	20	15	
231	試験研究機関（水質汚濁防止法施行規則第1条の2各号に掲げるものをいう。）	25	10	25	10	
232	A	2の項から前項までに分類されない（生活系に係るもの）	50	30	50	30
	B	2の項から前項までに分類されないもの（生活系に係るものを除く。）	25	20	25	20
	C	2の項から前項までに分類されないもの（排煙脱硫施設（紫煙対策としてアンモニアを注入する設備を設置するものに限る。）に係るもの）	35	15	35	15

注 特定排出水量の欄の区分は、次のとおりとする。
 イは、1事業場当たりの総特定排出水量が1日当たり400立方メートル未満の指定地域内事業場に適用する。
 ロは、1事業場当たりの総特定排出水量が1日当たり400立方メートル以上の指定地域内事業場に適用する。

※ : 見直し区分

別表3 りん含有量についての総量規制基準に係るC値（案）

項番号	業種区分	特定排出水量の区分	新（第8次）		旧（第7次）	
			Cp, Cpo	Cpi	Cp, Cpo	Cpi
2	A 畜産農業		8	8	8	8
	B 畜産農業（総面積が50m2以上の豚房施設を有するもの）		8	8	8	8
3	天然ガス鉱業		1	1	1	1
4	非金属鉱業		1	1	1.5	1
5	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業	イ	8	2.5	8	2.5
		ロ	4	1	4	1
6	乳製品製造業	イ	5.5	1.5	5.5	1.5
		ロ	5	1	5	1
7	畜産食料品製造業（前2項に掲げるものを除く。）	イ	8	2	8	2
		ロ	8	1	8	1
8	水産缶詰・瓶詰製造業		3	1	3	1
9	寒天製造業		3	1.5	3	1.5
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業		3	1.5	3	1.5
11	水産練製品製造業（前項に掲げるものを除く。）		3	1	3	1
12	冷凍水産物製造業		3	1.5	3	1.5
13	冷凍水産食品製造業		4	1	4	1
14	水産食料品製造業（整理番号8の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。）	イ	5.5	2.5	5.5	2.5
		ロ	3	1.5	3	1.5
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業		3	1	3	1
16	野菜漬物製造業		2.5	1	2.5	1
17	味そ製造業		4	1.5	4	1.5
18	しょう油・食用アミノ酸製造業		8	1.5	8	1.5
19	うま味調味料製造業		7	1	7	1
20	ソース製造業		3	1	3	1
21	食酢製造業		3	1.5	3	1.5
22	砂糖精製業		1.5	1	1.5	1
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業		6	1.5	6	1.5
24	小麦粉製造業		3	1.5	3	1.5
25	パン製造業		2.5	1	2.5	1
26	生菓子製造業		7.5	1	7.5	1
27	ビスケット類・干菓子製造業		3	1	3	1
28	米菓製造業		3	1.5	3	1.5
29	パン・菓子製造業（整理番号25の項から前項までに掲げるものを除く。）		3	1.5	3	1.5
30	A 植物油脂製造業	イ	4.5	1.5	4.5	1.5
		ロ	3.5	1	3.5	1
	B 植物油脂製造業（米糠を原料として使用するもの）		4	1	4	1
31	動物油脂製造業		2	1	2	1
32	食用油脂加工業		2.5	1	2.5	1
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業		2	1	2	1
34	穀類でんぷん製造業		5.5	1.5	5.5	1.5
35	めん類製造業		3	1	3	1
37	豆腐・油揚げ製造業	イ	7.5	2.5	7.5	2.5
		ロ	4.5	1	4.5	1
38	あん類製造業	イ	8	1.5	8	1.5
		ロ	4	1	4	1
39	冷凍調理食品製造業		6	1	6	1

別表3 りん含有量についての総量規制基準に係るC値（案）

項番号	業種区分	特定排出水量の区分	新（第8次）		旧（第7次）	
			Cp, Cpo	Cpi	Cp, Cpo	Cpi
40	そう(惣)菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの		3.5	1	3.5	1
41	清涼飲料製造業		2.5	1	2.5	1
42	果実酒製造業		1.5	1	1.5	1
43	ビール製造業		3	1.5	3	1.5
44	清酒製造業		2.5	1	2.5	1
45	蒸留酒・混成酒製造業		2.5	1	2.5	1
46	インスタントコーヒー製造業		2.5	1	2.5	1
47	配合飼料製造業		2	1	2	1
48	単体飼料製造業		3.5	1	3.5	1
49	有機質肥料製造業		2	1	2	1
50	たばこ製造業		2	1	2	1
51	生糸製造業（副蚕糸精練業を含む。）		2	1	2	1
55	繊維工業（整理番号51の項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。）で整毛工程に係るもの		2	1	2	1
57	繊維工業で麻製織工程に係るもの		2	1	2	1
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程（のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程（以下「染色整理工程付帯加工処理工程」という。）を含む。）に係るもの		2	1	2	1
59	繊維工業で織物機械染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	イ	5.5	2	5.5	2
		ロ	2	1	2	1
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの		2	1	2	1
61	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの		3.5	1	3.5	1
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの		2	1	2	1
63	繊維工業で繊維雑品染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	イ	3.5	2	3.5	2
		ロ	2	1	2	1
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの		1	1	1	1
65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの		1	1	1	1
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの		1	1	1	1
67	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの		2	1	2	1
68	繊維工業（整理番号55の項から前項に掲げるものを除く。）		2	1	2	1
69	一般製材業又は木材チップ製造業		2	1	2	1
71	合板製造業（集成材製造業を含む。）又はパーティクルボード製造業		1	1	1	1
75	木材薬品処理業		2	1	2	1
76	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの		1	1	1	1

別表3 りん含有量についての総量規制基準に係るC値（案）

項番号	業種区分	特定排出水量の区分	新（第8次）		旧（第7次）	
			Cp, Cpo	Cpi	Cp, Cpo	Cpi
77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの		1	1	1	1
78	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ製造工程、リファイナードパルプ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの		1	1	1	1
79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグランドパルプ製造工程又は未さらしセミケミカルパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）		1	1	1	1
80	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグランドパルプ製造工程（前工程の未さらしケミグランドパルプ製造工程を含む。）又はさらしセミケミカルパルプ製造工程（前工程の未さらしセミケミカルパルプ製造工程を含む。）に係るもの		2	1	2	1
81	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）		1	1	1	1
82	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトパルプ製造工程（前工程の未さらしクラフトパルプ製造工程を含む。）に係るもの		1	1	1	1
83	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）		1	1	1	1
84	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程（前工程の離解工程を含む。）に係るもの		1	1	1	1
85	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの		1	1	1	1
86	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ、リファイナードパルプ又はサーモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程（前工程のグランドパルプ、リファイナードパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するものに限る。）に係るもの		1	1	1	1
87	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの（前項に掲げるものを除く。）		1	1	1	1
88	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの		1	1	1	1
89	機械すき和紙製造業		1	1	1	1
90	手すき和紙製造業		1	1	1	1
91	塗工紙製造業		1	1	1	1
92	段ボール製造業		1	1	1	1
93	重包装紙袋製造業		1	1	1	1
94	セロファン製造業		1	1	1	1

別表3 りん含有量についての総量規制基準に係るC値（案）

項番号	業種区分	特定排出水量の区分	新（第8次）		旧（第7次）	
			Cp, Cpo	Cpi	Cp, Cpo	Cpi
95	乾式法による繊維板製造業		1	1	1	1
96	繊維板製造業（前項に掲げるものを除く。）		1	1	1	1
97	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業（整理番号76の項から前項までに掲げるものを除く。）		1	1	1	1
100	印刷業（新聞その他の出版物を印刷するものを含む。）		2	1	2	1
101	製版業		2	1	2	1
102	窒素質・りん酸質肥料製造業		2	1	2	1
103	複合肥料製造業		16	1	16	1
104	化学肥料製造業（前2項に掲げるものを除く。）		1.5	1	1.5	1
105	ソーダ工業		1.5	1	1.5	1
106	電炉工業		2	1	2	1
107	無機顔料製造業		1.5	1	1.5	1
108	A 無機化学工業製品製造業（整理番号105の項から前項までに掲げるものを除く。）		2	1	2	1
	B 無機化学工業製品製造業（りん及びりん化合物製造工程に係るもの）		8	4	16	4
109	A 石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの		1.5	1	1.5	1
	B 石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程（りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するもの）に係るもの		6.5	4	6.5	4
110	A 石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの		1	1	1	1
	B 石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程（りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するもの）に係るもの		2.5	1	2.5	1
111	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの		2	1	2	1
112	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの		2	1	2	1
113	A 石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程（脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。）に係るもの		1	1	1	1
	B 石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程（りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するもの）に係るもの		2.5	1	2.5	1
114	石油化学系基礎製品製造業（整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。）		1	1	1	1
115	A 脂肪族系中間物製造業		2	1	2	1
	B 脂肪族系中間物製造業（りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するもの）		20	3.5	20	3.5

別表3 りん含有量についての総量規制基準に係るC値（案）

項番号	業種区分	特定排出水量の区分	新（第8次）		旧（第7次）	
			Cp, Cpo	Cpi	Cp, Cpo	Cpi
116	メタン誘導品製造業		2	1	2	1
117	A 発酵工業		1.5	1	1.5	1
	B 発酵工業（りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するもの）		1.5	1.5	2.5	1.5
118	コールタール製品製造業		2	1	2	1
119	A 環式中間物・合成染料・有機顔料製造業		2	1	2	1
	B 環式中間物・合成染料・有機顔料製造業（りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するもの）		8	4	8	4
120	プラスチック製造業		2	1	2	1
121	合成ゴム製造業		1.5	1	1.5	1
122	A 有機化学工業製品製造業（整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。）		2	1	2	1
	B 有機化学工業製品製造業（りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するもの）		5	2	5	2
	C 有機化学工業製品製造業（有機りん系農薬原体製造工程に係るもの）		2	1	2	1
123	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの		2	1	2	1
124	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの		2	1	2	1
125	合成繊維製造業		1	1	1	1
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業		2	1	2	1
127	石けん・合成洗剤製造業		2	1	2	1
128	A 界面活性剤製造業（前項に掲げるものを除く。）		2	1	2	1
	B 界面活性剤製造業（りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するもの）		2.5	1.5	2.5	1.5
129	塗料製造業		2.5	1	2.5	1
130	印刷インキ製造業		2	1	2	1
131	A 医薬品原薬・製剤製造業		2	1	2	1
	B 医薬品原薬・製剤製造業（医薬品原薬製造工程（りん又はその化合物を原料として使用するものに限る。）に係るもの）		8	2	8	2
132	医薬品製剤製造業		2	1	2	1
133	生物学的製剤製造業		1	1	1	1
134	生薬・漢方製剤製造業		2	1	2	1
135	動物用医薬品製造業		2	1	2	1
136	火薬類製造業		1.5	1	1.5	1
137	農薬製造業		2	1	2	1
138	合成香料製造業		2	1	2	1
139	香料製造業（前項に掲げるものを除く。）		2	1	2	1
140	化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業		2.5	1	2.5	1
142	ゼラチン・接着剤製造業（にかわ製造業を含む。）		2	1	2	1
143	写真感光材料製造業		1.5	1	1.5	1

別表3 りん含有量についての総量規制基準に係るC値（案）

項番号	業種区分	特定排出水量の区分	新（第8次）		旧（第7次）	
			Cp, Cpo	Cpi	Cp, Cpo	Cpi
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業		1.5	1	1.5	1
145	イオン交換樹脂製造業		1	1	1	1
146	A 化学工業（整理番号102の項から前項までに掲げるものを除く。）		2	1	2	1
	B 化学工業（りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用する工程に係るもの）		2	1.5	2	1.5
147	石油精製業		1	1	1	1
148	潤滑油製造業（前項に掲げるものを除く。）		2	1	2	1
149	コークス製造業		1	1	1	1
150	石油コークス製造業		2	1	2	1
151	自動車タイヤ・チューブ製造業		2	1	2	1
152	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの		1	1	1	1
153	ゴム製品製造業（前2項に掲げるものを除く。）	イ	2.5	1.5	2.5	1.5
		ロ	2	1	2	1
154	なめしかわ製造業		2	1	2	1
155	毛皮製造業		2	1	2	1
156	板ガラス製造業		1	1	1	1
157	板ガラス加工業		1	1	1	1
158	ガラス製加工素材製造業		1.5	1	1.5	1
159	ガラス容器製造業		1	1	1	1
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業		1	1	1	1
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業		1	1	1	1
162	ガラス繊維（長繊維に限る。）・同製品製造業		1	1	1	1
163	ガラス繊維・同製品製造業（前項に掲げるものを除く。）		1	1	1	1
164	ガラス・同製品製造業（整理番号156の項から前項までに掲げるものを除く。）		1.5	1	1.5	1
165	生コンクリート製造業		1	1	1	1
166	コンクリート製品製造業		1.5	1	1.5	1
167	セメント製品製造業（前2項に掲げるものを除く。）		1.5	1	1.5	1
168	黒鉛電極製造業		1	1	1	1
169	砕石製造業		1	1	1	1
170	鉱物・土石粉碎等処理業		1.5	1	1.5	1
172	うわ薬製造業		1	1	1	1
173	高炉による製鉄業		1	1	1	1
175	フェロアロイ製造業		1	1	1	1
176	高炉によらない製鉄業（前項に掲げるものを除く。）		1	1	1	1
178	製鋼・製鋼圧延業（転炉（単独転炉を含む。）又は電気炉（単独電気炉を含む。）によるものに限る。）		1	1	1	1
179	熱間圧延業（整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。）		1	1	1	1
180	冷間圧延業（整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。）		1	1	1	1
181	冷間ロール成型形鋼製造業		1	1	1	1
182	鋼管製造業		1	1	1	1
183	伸鉄業		1	1	1	1
184	磨棒鋼製造業		1	1	1	1

別表3 りん含有量についての総量規制基準に係るC値（案）

項番号	業種区分	特定排出水量の区分	新（第8次）		旧（第7次）	
			Cp, Cpo	Cpi	Cp, Cpo	Cpi
185	引抜鋼管製造業		1.5	1	1.5	1
186	伸線業		1	1	1	1
187	ブリキ製造業		2	1	2	1
188	亜鉛鉄板製造業		1	1	1	1
189	めっき鋼管製造業		1	1	1	1
190	めっき鉄鋼線製造業		1	1	1	1
191	表面処理鋼材製造業（整理番号187の項から前項までに掲げるものを除く。）		1	1	1	1
192	鍛鋼製造業		1	1	1	1
193	鍛工品製造業		2	1	2	1
194	鋳鋼製造業		1.5	1	1.5	1
195	鋳鉄鋳物製造業（次項及び整理番号197の項に掲げるものを除く。）		1	1	1	1
196	鋳鉄管製造業		1	1	1	1
197	可鍛鋳鉄製造業		1.5	1	1.5	1
198	鉄粉製造業		1	1	1	1
199	鉄鋼業（整理番号173の項から前項までに掲げるものを除く。）		1	1	1	1
200	非鉄金属製造業		1	1	1	1
201	A 電気めっき業	イ	4.5	1.5	4.5	1.5
		ロ	1.5	1	1.5	1
201	B 電気めっき業（りん又はその化合物による表面処理施設を設置するもの）		7.5	1.5	7.5	1.5
202	A 金属製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	イ	4.5	1.5	4.5	1.5
		ロ	2	1	2	1
	B 金属製品製造業（溶融めっき工程（りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）に係るもの）		4.5	1.5	4.5	1.5
202	C 金属製品製造業（アルマイト加工工程（りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）に係るもの）		8	1.5	8	1.5
203	一般機械器具製造業		2	1	2	1
204	電子回路製造業	イ	2.5	2	2.5	2
		ロ	2	1	2	1
205	A 電子部品・デバイス・電子回路製造業（前項に掲げるものを除く）、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業		3	1	3	1
205	B 電子部品・デバイス・電子回路製造業（前項に掲げるものを除く）、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業（民生用電子部品・デバイス・電子回路（前項に掲げるものを除く）、民生用電気機械器具又は民生用情報通信機械器具製造工程（りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）に係るもの）		3.5	1	3.5	1

別表3 りん含有量についての総量規制基準に係るC値（案）

項番号	業種区分	特定排水量の区分	新（第8次）		旧（第7次）		
			Cp, Cpo	Cpi	Cp, Cpo	Cpi	
206	A	輸送用機械器具製造業	イ	4	2	4	2
			ロ	2	1	2	1
	B	輸送用機械器具製造業（自動車・同付属品製造工程（りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）に係るもの）	イ	4.5	1	5	1
			ロ	3	1	3	1
207	精密機械器具製造業		1.5	1	1.5	1	
208	ガス製造工場		2	1	2	1	
209	A	下水道業（日平均排水量30,000m ³ 以上の事業場の場合に限る。）		3	1	3	1
	B	下水道業（日平均排水量30,000m ³ 未満の事業場の場合に限る。）		3	2	3	2
	C	下水道業（標準活性汚泥法その他これらと同程度に下水中のりんを除去できる方法より高度に下水中のりんを除去できる方法により下水を処理するもの（高濃度のりんを含有する汚水を多量に受け入れて処理するものを除く。））		1	1	1	1
			D	下水道業（高濃度のりんを含有する汚水を多量に受け入れて処理するもの（標準活性汚泥法その他これらと同程度に下水中のりんを除去できる方法により下水を処理するものに限る。））		3	2
210	空瓶卸売業		4	2	4	2	
211	共同調理場（学校給食法（昭和29年法律第160号）第5条の2に規定する施設をいう。）		3.5	2	3.5	2	
212	弁当仕出屋又は弁当製造業		4	2.5	4	2.5	
213	飲食店		4	2.5	4	2.5	
214	宿泊業	イ	5	2.5	5	2.5	
		ロ	4	2.5	4	2.5	
215	リネンサプライ業		6	2.5	6	2.5	
216	洗濯業（前項に掲げるものを除く。）		4.5	1.5	4.5	1.5	
218	写真業（写真現像・焼付業を含む。）		4	2	4	2	
219	自動車整備業		3.5	2.5	3.5	2.5	
220	病院	イ	5	2.5	5	2.5	
		ロ	4	2.5	4	2.5	
221	A	し尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理人員が501人以上のもの）	イ	4	3	4	3
			ロ	3	3	3	3
	B	し尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項の表又は建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するもの）		1	1	1	1

別表3 りん含有量についての総量規制基準に係るC値（案）

項番号	業種区分	特定排出水量の区分	新（第8次）		旧（第7次）	
			Cp, Cpo	Cpi	Cp, Cpo	Cpi
222	A	し尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下201人以上のものに限るのもの）	4	3	4	3
	B	し尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項の表又は建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するもの）	1	1	1	1
223	A	し尿処理業（尿浄化槽に係るものを除く。）	2	1	8	1
	B	し尿処理業（嫌気性硝化法、好気性硝化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものであってし尿浄化槽に係るものを除く）	2	1	2	1
	C	し尿処理業（地域し尿処理施設に係るもの）	3	2.5	3	2.5
224	ごみ処理業	1.5	1	1.5	1	
225	廃油処理業	1	1	1	1	
226	産業廃棄物処理業（前項に掲げるものを除く。）	1.5	1	1.5	1	
227	死亡獣畜取扱業	2.5	2	2.5	2	
228	と畜場	6	2	6	2	
229	中央卸売市場	4.5	2	4.5	2	
230	地方卸売市場	4	1.5	4	1.5	
231	試験研究機関（水質汚濁防止法施行規則第1条の2各号に掲げるものをいう。）	4	1	4	1	
232	A	2の項から前項までに分類されないもの（生活系に係るもの）	6	3	6	3
	B	2の項から前項までに分類されないもの（生活系に係るものを除く。）	4.5	3	4.5	3

注 特定排出水量の欄の区分は、次のとおりとする。
 イは、1事業場当たりの総特定排出水量が1日当たり400立方メートル未満の指定地域内事業場に適用する。
 ロは、1事業場当たりの総特定排出水量が1日当たり400立方メートル以上の指定地域内事業場に適用する。

※ : 見直し区分